



令和元年10月25日
内閣府（防災担当）

令和元年台風第19号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（栃木県）

1. 令和元年台風第19号による災害について、栃木県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
宇都宮市 (うつのみやし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	225以上
足利市 (あしかがし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	150以上
栃木市 (とちぎし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	150以上
佐野市 (さのし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	150以上
鹿沼市 (かぬまし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	120以上
小山市 (おやまし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	150以上
那須烏山市 (なすからすやまし)	10月12日	第1条第1号	調査中	調査中	75以上
茂木町 (もてぎまち)	10月12日	第1条第4号	5以上	調査中	調査中

※栃木県全域における床上浸水世帯は4,500世帯以上。

注：上記の数値は令和元年10月25日（金）9時00分現在の栃木県からの報告による。

同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）及び同条第4号（支援法施行令第1条第1号又は第2号に規定する被害が発生した都道府県内の市町村で、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害）に該当することによる。

- ◆ 栃木県の人口は1,974,255人（平成27年国勢調査による）であり、人口1,000,000人以上2,000,000人未満であることから、滅失1,500世帯以上で災害救助法施行令第1条第1項第2号に規定する別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合に該当し、災害救助法第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生した市町村の判断には、同法施行令別表第3に定める住家が滅失した世帯の数が基準となる。

本基準により、以下の市が該当することとなる。

- 宇都宮市の人口は、518,594人（平成27年国勢調査による）であり、人口300,000人以上であることから、滅失世帯75世帯以上で第1号に該当。
- 足利市の人口は149,452人、栃木市の人口は159,211人、佐野市の人口は、118,919人、小山市の人口は、166,760人（平成27年国勢調査による）であり、いずれも人口100,000人以上300,000人未満であることから、滅失50世帯以上で第1号に該当。
- 鹿沼市の人口は、98,374人（平成27年国勢調査による）であり、人口50,000人以上100,000人未満であることから、滅失40世帯以上で第1号に該当。
- 那須烏山市の人口は、27,047人（平成27年国勢調査による）であり、人口15,000人以上30,000人未満であることから、滅失25世帯以上で第1号に該当。
（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

- ◆ 茂木町の人口は、13,188人（平成27年国勢調査による）であり、人口100,000人未満であることから、全壊5世帯以上で第4号に該当。

（栃木県においても同時発表。）

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（事業推進担当）付 横沢、清田 TEL 03-5253-2111（内線51403） 03-3501-5696（直通）
